

第 3 章

p. 84 図「景観計画区域と地区区分」

誤 景観系形成促進地区、景観系形成重点地区

正 景観形成促進地区、 景観形成重点地区

p. 87 図「景観協議及び届出（通知）制度の概要」

誤 ～方針に基づく測地的な協議により～

正 ～方針に基づく即知的な協議により～

p. 90～104 「2. 市全域で進める景観まちづくり～景観法のしくみを活用する」

令和 2 年 3 月岡崎市景観計画の変更に伴い、内容差し替え（別紙のとおり）

p. 108 ① 眺望景観の保全・活用の意義 上から 2 行目、3 行目

誤 ～現在は岡崎城天守閣を望める～、～市街地から望む天守閣の眺めは、～

正 ～現在は岡崎城天守を望める～、 ～市街地から望む天守の眺めは、～

p. 118 図「景観計画区域」タイトル （△はスペースを示す）

誤 「景観計画区域（△市全域）」

正 「景観計画区域（市全域）」

第 4 章

p. 141 ① 景観配慮指針 上から 2 行目

誤 （景観配慮指針の考え方は 93 ページを参照。）

正 （景観配慮指針の考え方は 91 ページを参照。）

② 景観協議の対象行為 上から 1 行目

誤 （景観協議のしくみは 89～90 ページを参照。）

正 （景観協議のしくみは 87～88 ページを参照。）

p. 143 ③ くらし・まち

誤 ～、南は住居系の用途地域に指定されてい寺等の案内標示の設置、栽培されなくなったむらさき麦の栽ます。昭和 40 年代以降、まつ並木の保護や管理、文化財図録の発刊、社培など、地道な～

正 ～、南は住居系の用途地域に指定されています。昭和 40 年代以降、まつ並木の保護や管理、文化財図録の発刊、社寺等の案内標示の設置、栽培されなくなったむらさき麦の栽培など、地道な～

p. 150 ① 景観配慮指針 上から 2 行目

誤 (景観配慮指針の考え方は 93 ページを参照。)

正 (景観配慮指針の考え方は 91 ページを参照。)

② 景観協議の対象行為 上から 1 行目

誤 (景観協議のしくみは 89～90 ページを参照。)

正 (景観協議のしくみは 87～88 ページを参照。)

第 5 章

p. 153 タイトル

誤 1. 大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域（特別地域）

正 1. 大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域（特別地域）

p. 159 (2) 眺望景観保全地域（特別地域） 上から 1 行目

誤 大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域（特別地域）の～

正 大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域（特別地域）の～

(2) 眺望景観保全地域（特別地域） 上から 3 行目

誤 ～視点と見かけ上の岡崎城天守閣二層下部の延長線上とを～

正 ～視点と見かけ上の岡崎城天守二層下部の延長線上とを～

p. 160 図タイトル

誤 ■大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域～（広域）

正 ■大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域～（広域）

p. 162 図タイトル

誤 ■大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域～（詳細）

正 ■大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域～（詳細）

p. 166 ① 景観配慮指針 上から 2 行目

誤 (景観配慮指針の考え方は 93 ページを参照。)

正 (景観配慮指針の考え方は 91 ページを参照。)

② 景観協議の対象行為 上から1行目

誤 (景観協議のしくみは 89～90 ページを参照。)

正 (景観協議のしくみは 87～88 ページを参照。)

p. 167 ■眺望景観保全基準 (大樹寺から岡崎城天守への眺望) 表

誤 指導基準 (改善命令)

正 命令基準

■届出対象行為 (大樹寺から岡崎城天守への眺望) 【適用除外】◆2つ目

誤 ◆それぞれの～修繕又は

正 ◆それぞれの～修繕又は模様替

p. 168 図タイトル

誤 ≪大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域～参考図面≫

正 ≪大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域～参考図面≫

資料編

p. 176 岡崎百景に関する事項 年月日

誤 平成 30 年 1 月 7 日

正 平成 30 年 1 月 7 日

パブリックコメント 会議名等 2つ目

誤 パブリックコメン

正 パブリックコメント

p. 179 平成 27 年度 第 4 回岡崎市景観審議会 主たる内容

誤 大樹寺から岡崎城天主への眺望計画の策定について

正 大樹寺から岡崎城天守への眺望計画の策定について